

## 二十三 椅子、腰掛け及び座椅子

- (一) 寸法の表示に際しては、外形寸法及び座面の高さ（椅子又は腰掛けの場合に限る。）を表示することとし、外形寸法については椅子、腰掛け又は座椅子を収容することができる最小の直方体を想定し、その幅、奥行き及び高さを、いずれを指すかを分かりやすく示してミリメートル又はセンチメートル単位で表示し、座面の高さについては座面中央（座位基準点）の水平の高さをミリメートル又はセンチメートル単位で表示することとし、センチメートル単位で表示する場合には、小数点第一位まで付記すること。この場合において、表示値の誤差の許容範囲は、プラス・マイナス十ミリメートル以内とすること。なお、小数点第一位が〇となるものについては、小数点第一位を省略することができる。また、背もたれ部の床面に対する角度が調節できるもの、座面の高さが調節できるもの又は足を置く台が引き出せるものについては、その寸法の最大及び最小の値をミリメートル又はセンチメートル単位で寸法を示す数値の次に括弧書きで付記すること。

- (二) 構造部材の表示に際しては、同一の材料を使用している主要な部分ごとに当該使用材料の名称を示す用語を用いて適正に表示すること。この場合において、その使用材料が次の表の上欄に掲げ

る材料の種類に属するものであるときは、それぞれ同表の下欄に掲げる材料の種類を示す用語を用いて表示し、その材料が合成樹脂であるときは、合成樹脂加工品品質表示規程（平成〇年消費者庁告示第〇号）第二条第一号の規定に準じて表示すること。

|              |     |                            |      |                     |           |   |    |                           |
|--------------|-----|----------------------------|------|---------------------|-----------|---|----|---------------------------|
| 構造部材の種類      | 天然木 | 天然木の板を繊維方向をそろえて重ね、接着して作った板 | 普通合板 | 硬質繊維板、半硬質繊維板又は軟質繊維板 | パーティクルボード | 竹 | とう | 鋼、ステンレス鋼、鋳鉄、アルミニウム又       |
| 構造部材の種類を示す用語 | 天然木 | 積層材                        | 合板   | 繊維板                 | パーティクルボード | 竹 | とう | 「金属」の用語にその金属の名称を示す用語を括弧書き |

|     |           |                                    |         |
|-----|-----------|------------------------------------|---------|
| 天然石 | はアルミニウム合金 | 「天然石」の用語にその天然石の名称を示す用語を括弧書きで付記したもの | で付記したもの |
| 人造石 | 人造石       | 書きで付記したもの                          |         |
| 陶磁器 | 陶磁器       |                                    |         |

備考 構造部材の種類のうち、硬質繊維板、半硬質繊維板又は軟質繊維板であつて、日本工業規格A五

九〇五（繊維板）の四に規定する「MDF」を用いているものについては、材料の種類を示す用語として「繊維板」の用語に代えて「MDF」の用語を用いることができる。

(三) 表面加工の表示に際しては、椅子、腰掛け又は座椅子に施した表面加工の種類を示す用語を用いて適正に表示することとし、その表面加工が次の表の上欄に掲げる表面加工の種類に属するものであるときは、それぞれ同表の下欄に掲げる表面加工の種類を示す用語を用いて表示すること。この場合において、二種類以上の表面加工を施している場合には、それぞれの加工部分ごとにその加工部分を分かりやすく示し、当該加工部分ごとに表面加工の種類を示す用語を用いて表示すること。

| 表面加工の種類                            | 表面加工の種類を示す用語                         |
|------------------------------------|--------------------------------------|
| ウレタン樹脂塗料を塗装したもの                    | ウレタン樹脂塗装                             |
| アミノアルキド樹脂塗料を塗装したもの                 | アミノアルキド樹脂塗装                          |
| ニトロセルロースラッカーを塗装したもの                | ラッカー塗装                               |
| カシユールかく油、漆オール等を樹脂化した油性塗料を塗装したもの    | 油性合成漆塗装                              |
| 漆を塗装したもの                           | 漆塗装                                  |
| 油性塗料を含浸させて仕上げたもの                   | オイル仕上げ                               |
| めっき加工を施したもの                        | 「めっき」の用語にそのめっき金属の種類を示す用語を括弧書きで付記したもの |
| しゅう酸、硫酸等による陽極酸化皮膜をアルミニウムの表面層に施したもの | アルマイト                                |

(四) 張り材の表示に際しては、椅子、腰掛け又は座椅子の表面に使用した材料の名称を示す用語を

用いて適正に表示すること。この場合において、その材料が次の表の上欄に掲げる張り材の種類に属するものであるときは、それぞれ同表の下欄に掲げる張り材の種類を示す用語を用いて表示し、その材料が繊維製品（ロープを除く。）であるときは、繊維製品品質表示規程（平成〇年消費者庁告示第〇号）の規定に準じて表示すること。

| 張り材の種類        | 張り材の種類を示す用語                       |
|---------------|-----------------------------------|
| 皮革            | 「皮革」の用語にその皮革の名称を示す用語を括弧書きで付記したもの  |
| 合成皮革          | 合成皮革                              |
| 布に短繊維を植え付けたもの | 植毛シート                             |
| ロープ           | 「ロープ」の用語にその素材の名称を示す用語を括弧書きで付記したもの |

備考 合成皮革のうち、基材に特殊不織布（ランダム三次元立体構造を有する繊維層を主とし、ポリウレタン又はそれに類する可撓性を有する高分子物質を含浸させたもの）を用いているものについて

は、「合成皮革」の用語に代えて「人工皮革」の用語を用いることができる。

(五) クッション材の表示に際しては、同一のクッション材を使用している主要な部分ごとに当該使用クッション材の名称を示す用語を用いて適正に表示すること。この場合において、そのクッション材が次の表の上欄に掲げるクッション材の種類に属するものであるときは、それぞれ同表の下欄に掲げるクッション材の種類を示す用語を用いて表示すること。

|           |                |
|-----------|----------------|
| クッション材の種類 | クッション材の種類を示す用語 |
| スポンジゴム    | スポンジゴム         |
| ウレタンフォーム  | ウレタンフォーム       |
| 鋼製ばね      | 鋼製ばね           |

(六) 取扱い上の注意の表示に際しては、次に掲げる事項を製品の形状又は品質に応じて適切に表示すること。この場合において、該当しないことが明らかなきときは、表示を省略することができる。

イ 直射日光又は熱を避ける旨。

ロ 乳幼児の転落の防止に関する注意事項（乳幼児が使用するものに限る。）。

(七) 表示には、表示した者の氏名又は名称及び住所又は電話番号を付記すること。

(八) 表示は、椅子、腰掛け又は座椅子ごとに、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載してすること。

二十四 スプリングマットレス及びウレタンフォームマットレス

スプリングマットレス

(二) 構造の表示に際しては、その構造を示す用語を用いて適正に表示することとし、その構造が次の表の上欄に掲げる構造の種類に応ずるものであるときは、それぞれ同表の下欄に掲げる構造の種類を示す用語を用いて表示すること。

| 構造の種類                        | 構造の種類を示す用語 |
|------------------------------|------------|
| 構造が一体で折り畳みのできないもの            | 一体式        |
| ファスナー又は布地等で連結されており、折り畳みできるもの | 連結式        |

(二) 寸法の表示に際しては、日本工業規格 S 1102 (住宅用普通ベッド) の六・二「寸法の測定」に規定する測定方法により測定したマットレスの厚さ、幅及び長さを、いずれを指すかを分かり

やすく示してミリメートル又はセンチメートル単位で表示することとし、センチメートル単位で表示する場合には、小数点第一位まで付記すること。この場合において、表示値の誤差の許容範囲は、日本工業規格 S 1102（住宅用普通ベッド）の六・一「製作許容差」の表三によること。なお、連結式においては、個々のマットレスを測定し、和をもって表示することとする。また、小数点第一位が〇となるものについては、小数点第一位を省略することができる。

(三) 材料の表示に際しては、「コイルスプリング」の用語を用いて表示することとし、その用語の次に括弧書きで、詰物（詰物をくるむために用いる薄い布等を除く。以下同じ。）の材料の名称を適正に表示することとし、その材料が、次の表の上欄に掲げる詰物の材料の種類を示す用語に应ずるものであるときは、それぞれ同表の下欄に掲げる詰物の材料の種類を示す用語を用いて表示すること。

|              |               |
|--------------|---------------|
| 詰物の材料の種類     | 詰物の材料の種類を示す用語 |
| 軟質ポリウレタンフォーム | ウレタンフォーム      |
| やし繊維を主体とする詰物 | パームパッド        |

フェルト

「フェルト」の文字にそのフェルトの主な材質の名称を示す用語を括弧書きで付記したもの

(四) 外装生地 of 組成の表示に際しては、その品質を適正に表示するような方法を用いることとし、特に外装生地が繊維製品の場合にあつては、繊維製品品質表示規程(平成〇年消費者庁告示第〇号)の規定に準じて繊維の名称を示す用語にその繊維の混用率を示す数値を併記して表示する等の方法を用いること。

(五) 使用上の注意の表示に際しては、次に掲げる事項を表示すること。

イ 湿気を避け、風通しをよくする旨。

ロ 無理に折り曲げない旨。

ハ スプリングマットレスの上で跳んだり跳ねたりしない旨。

(六) 表示には、表示した者の氏名又は名称及び住所又は電話番号を付記すること。

(七) 表示は、スプリングマットレスごとに、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載してすること。ただし、使用上の注意の表示については、記載した布の縫い付け又は貼付け等本体から容易に

離れない方法で行うこと。

ウレタンフォームマットレス

(一) 材料の表示に際しては、クッション材の種類名を「ウレタンフォーム」の用語を用いて表示すること。

(二) 構造の表示に際しては、クッション材の構造を示す用語を用いて適正に表示することとし、その構造が次の表の上欄に掲げる構造の種類に応ずるものであるときは、それぞれ同表の下欄に掲げる構造の種類を示す用語を用いて表示すること。

| 構造の種類                            | 構造の種類を示す用語 |
|----------------------------------|------------|
| 一枚もので、いずれかの表面が波形のもの              | 一枚もの 波形    |
| 一枚もので、表面が波形でないもの                 | 一枚もの 平形    |
| 表面が波形でないものを積層したもの                | 平形         |
| いずれかの表面が波形のものと表面が波形でないものとを積層したもの | 波形         |

- (三) 寸法の表示に際しては、クッション材の厚さ、幅及び長さを、いずれを指すかを分かりやすく示してミリメートル又はセンチメートル単位で表示することとし、センチメートル単位で表示する場合には、小数点第一位まで付記すること。この場合における表示値の誤差の許容範囲は、日本工業規格 K 六四〇一（耐荷重用軟質ポリウレタンフォーム）の五・三「寸法の許容差」の表四「フォームの長さ及び幅の許容差」及び表五「厚さの許容差」によること。なお、表面が平形以外のクッション材の厚さにおける表示値の誤差の許容範囲は、同規格の表五に示す数値の二倍とする。また、折り畳むために分割されているクッション材の長さについては、各クッション材の長さの和を示すこととし、この場合における表示値の誤差の許容範囲は、各クッション材の許容範囲の和とする。なお、小数点第一位が〇となるものについては、小数点第一位を省略することができる。
- (四) 硬さの表示に際しては、日本工業規格 K 六四〇〇―二（軟質発泡材料―物理特性―第二部…硬さ及び圧縮応力―ひずみ特性の求め方）の六・四「A法（四十%定圧縮して三十秒後の力を求める方法）」に規定する硬さ試験の測定方法により得た数値をニュートン（重量キログラム）単位で表

示したものの大きさに応じ、次の表の上欄に掲げる区分に従い同表の下欄に掲げる用語を表示し、数値を括弧書きで付記するものとする。この場合における許容範囲は、その硬さを示す数値に二百ニュートン（二十重量キログラム）を加えたもののプラス・マイナス十パーセント以内とする。

| 区分  | 用語    |
|---|-------|
| 百十二ニュートン（十一重量キログラム）以上                       | かため   |
| 七十五ニュートン（七・五重量キログラム）以上百十二ニュートン（十一重量キログラム）未満 | ふつう   |
| 七十五ニュートン（七・五重量キログラム）未満                      | やわらかめ |

(五) 復元率の表示に際しては、日本工業規格 K 六四〇〇—四（軟質発泡材料—物理特性の求め方—第四部・圧縮残留ひずみ及び繰返し圧縮残留ひずみ）の六・二・四に規定する測定方法により得た数値を百から差し引いた残りの数値以下の数値（百分率）を表示すること。

(六) 外装生地組成の表示に際しては、その品質を適正に表示するような方法を用いることとし、特に、外装生地が繊維製品の場合にあつては、繊維製品品質表示規程（平成〇年消費者庁告示第〇

号)の規定に準じて繊維の名称を示す用語にその繊維の混用率を示す数値を併記して表示する等の方法を用いること。

(七) 使用上の注意の表示に際しては、次に掲げる事項を表示すること。

火又は温度の高いものに近づけない旨。

(八) 表示には、表示した者の氏名又は名称及び住所又は電話番号を付記すること。

(九) 表示は、ウレタンフォームマットレスごとに、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載してすること。ただし、使用上の注意の表示については、記載した布の縫い付け又は貼付け等本体から容易に離れない方法で行うこと。

## 二十五 歯ブラシ

(一) 柄の材質の表示に際しては、その柄の材質を示す用語を用いて適正に表示することとし、特にその柄の材質として合成樹脂を使用したものにあつては、合成樹脂加工品品質表示規程(平成〇年消費者庁告示第〇号)第二条第一号の規定に基づき表示すること。

(二) 毛の材質の表示に際しては、その毛の材質を示す用語を用いて適正に表示することとし、特に

その毛の材質として獣毛を用いているものについては「天然毛」の用語を用いて表示すること。この場合において、「天然毛」の用語の次に括弧書きで天然毛の種類を示す用語を付記することができる。また、毛の材質として合成樹脂を使用したものにあつては、合成樹脂加工品品質表示規程（平成〇年消費者庁告示第〇号）第二条第一号の規定に基づき表示すること。

(三) 毛の硬さの表示に際しては、日本工業規格S三〇一六（歯ブラシ）の五・三「毛の硬さ」の一）に定める試料を用いて、同五・三「毛の硬さ」の（二・二）「圧縮試験機を用いる方法」により測定し、同三「品質」の（八）の表一に定める「毛の硬さ」に応じた項目名を表示することとする。

(四) 耐熱温度の表示に際しては、当該歯ブラシをその温度の温水に三分間浸したときに柄又は毛に異常を生じない最高の温度を表示すること。この場合における許容範囲は、その温度を示す数値のプラス〇・マイナス二十パーセント以内とする。

(五) 表示には、表示した者の氏名又は名称及び住所又は電話番号を付記すること。

(六) 表示は、最小販売単位ごとに、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載してすること。

## 二十六 哺乳用具

(一) 品名の表示に際しては、その品名を示す用語を用いて適正に表示すること。この場合において、瓶の部分が合成樹脂製のものにあつては「プラスチック製」の用語、ガラス製のものにあつては「ガラス製」の用語を品名を示す用語の次に括弧書きで付記すること。

(二) 材料の種類を表示に際しては、フード、キャップ、中蓋、乳首、瓶その他の部分品に使用される材料の名称をそれぞれ適正に表示することとし、特にその材料が次に掲げる材料の名称を示す用語に应ずるものであるときは、それぞれ次に掲げる名称を示す用語を用いて表示すること。この場合において、「天然ゴム」又は「合成ゴム」の用語の次に括弧書きで天然ゴム又は合成ゴムの種類を示す用語を付記することができる。また、材料に合成樹脂を使用したものにあつては、合成樹脂加工品品質表示規程（平成〇年消費者庁告示第〇号）第二条第一号の規定に準じて表示すること。

イ ほうけい酸ガラス

ロ 天然ゴム

ハ 合成ゴム

(三) 乳首の吸い穴の形状の表示に際しては、その乳首の吸い穴の形状を示す用語を用いて適正に表示することとし、特に吸い穴の形状が次に掲げる形状を示す用語に応じるものであるときは、それぞれ次に掲げる形状を示す用語を用いて表示すること。

イ 丸穴

ロ クロスカット

ハ Y字形

(四) 瓶の容量の表示に際しては、目盛りがある瓶にあつては最大目盛りにおける容量を、目盛りがない瓶にあつては、瓶の口頭部までの容量（以下この号において「満水容量」という。）をそれぞれミリリットル単位で表示することとし、その次に括弧書きでそれぞれ「最大目盛り容量」又は「満水容量」と付記すること。この場合において、表示値の誤差の許容範囲は、次の表のとおりとする。

|      |      |         |
|------|------|---------|
| 瓶の容量 | 許容範囲 |         |
|      | ガラス製 | プラスチック製 |

|                            |   |                    |                   |
|----------------------------|---|--------------------|-------------------|
| 五十ミリリットル未満                 | 内 | プラス・マイナス五ミリリットル以内  | プラス・マイナス四ミリリットル以内 |
| 五十ミリリットル以上<br>百ミリリットル未満    | 内 | プラス・マイナス六ミリリットル以内  | プラス・マイナス四ミリリットル以内 |
| 百ミリリットル以上<br>百二十ミリリットル未満   | 内 | プラス・マイナス七ミリリットル以内  | プラス・マイナス四ミリリットル以内 |
| 百二十ミリリットル以上<br>百五十ミリリットル未満 | 内 | プラス・マイナス八ミリリットル以内  | プラス・マイナス四ミリリットル以内 |
| 百五十ミリリットル以上<br>二百ミリリットル未満  | 内 | プラス・マイナス九ミリリットル以内  | プラス・マイナス四ミリリットル以内 |
| 二百ミリリットル以上<br>二百五十ミリリットル未満 | 内 | プラス・マイナス十ミリリットル以内  | プラス・マイナス五ミリリットル以内 |
| 二百五十ミリリットル以上               | 内 | プラス・マイナス十二ミリリットル以内 | プラス・マイナス六ミリリットル以内 |

(五) 取扱い上の注意の表示に際しては、次に掲げる事項を表示すること。

イ 使用後は、洗浄をした後、煮沸、消毒薬等により消毒を行う旨。

ロ 高い所から落とす等急激な衝撃を与えると破損するおそれがある旨(ガラス製のものに限り)。

ハ 火のそばに置くと、軟化又は変化することがある旨(プラスチック製のものに限り)。

ニ 硬めのブラシで磨くと、傷が付き、又は不透明になることがある旨(プラスチック製のものに限り)。

ホ 使用前に亀裂や傷の点検をする旨(ガラス製のものに限り)。

(六) 表示には、表示した者の氏名又は名称及び住所又は電話番号を付記すること。

(七) 表示は、最小販売単位(哺乳用具又は哺乳用具の一部)ごとに、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載してすること。ただし、取扱い上の注意の表示については、ラベルの貼付け若しくは添付、印刷又は下げ札の取付け等本体から容易に離れない方法で行うこと。また、哺乳用具の一部が販売される場合は、それぞれ該当する表示事項を表示すること。

二十七 合成洗剤、洗濯用又は台所用の石けん及び住宅用又は家具用の洗淨剤

合成洗剤（界面活性剤又は界面活性剤及び洗淨補助剤その他の添加剤から成り、その主たる洗淨の作用が純石けん分（脂肪酸塩であつて、その含有率が日本工業規格K三三〇四（石けん試験方法）により求められるものをいう。以下同じ。）以外の界面活性剤の界面活性作用によるもの（洗濯用に供されるものについては、純石けん分以外の界面活性剤の含有重量が界面活性剤の総含有重量の三十パーセントを超えるもの）に限る。）、台所用に供されるものについては、純石けん分以外の界面活性剤の含有重量が界面活性剤の総含有重量の四十パーセントを超えるものに限る。）をいう。）

(一) 品名の表示に際しては、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる品名を示す用語を用いて表示すること。

| 区 分              | 用 語                       |
|------------------|---------------------------|
| 洗濯用に供されるもの       | 洗濯用合成洗剤                   |
| 台所用に供されるもの       | 台所用合成洗剤                   |
| 前二項上欄に掲げるもの以外のもの | その用途を適切に表現した用語に「合成洗剤」の用語を |

(二) 成分の表示は、次のイからチまでに掲げるところによること。この場合において、成分の分析方法が日本工業規格K三三六二（家庭用合成洗剤試験方法）又はK三三〇四（石けん試験方法）に規定されているものについては、当該試験方法によること。

イ 界面活性剤については、「界面活性剤」の用語を用いて表示することとし、その用語の次に括弧書きでその含有率及び種類の名称を付記すること。この場合において、表示値の誤差の許容範囲は、界面活性剤の含有率が二十五パーセント未満のものにあつては、プラス・マイナス二以内、その含有率が二十五パーセント以上のものにあつては、表示値のプラス・マイナス八パーセント以内とする。

ロ 含有される界面活性剤のうちその含有率が三パーセント以上のものについては、イの規定により、その種類の名称を示す用語を付記すること。なお、三パーセント未満の界面活性剤しか含まれていない場合には、その含有率が最も高いものの一つの種類の名称を示す用語を用いて表示すること。ただし、界面活性剤の種類の名称を知ることができないときその他界面活性剤の種類の

名称を示す用語を表示しないことについてやむを得ない理由があるときは、界面活性剤の種類の名称を示す用語に代えて、界面活性剤の系別を示す用語を付記することができる。

ハ ロの規定により種類の名称又は系別を表示する場合において、その種類の名称又は系別が次の表の上欄に掲げる界面活性剤の区分に応じ、同表の下欄又は中欄に掲げる界面活性剤の種類の名称又は系別を示す用語に該当するものであるときは、当該欄に掲げる用語を用いて表示すること。

|          |                |  |
|----------|----------------|--|
| 界面活性剤の区分 | 界面活性剤の系別を示す用語  | 界面活性剤の種類を示す用語  |
| 陰イオン系    | 脂肪酸系（陰イオン）     | 純石けん分（脂肪酸ナトリウム）<br>純石けん分（脂肪酸カリウム）<br>アルファスルホ脂肪酸エステルナトリウム |
| 界面活性剤    | 直鎖アルキルベンゼン系    | 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム                                     |
|          | 高級アルコール系（陰イオン） | アルキル硫酸エステルナトリウム<br>アルキルエーテル硫酸エステルナトリウム                   |
|          | アルファオレフィン系     | アルファオレフィンスルホン酸ナトリウム                                      |

|        |   |                  |             |          |                 |                   |                   |                       |              |                |                       |              |            |              |
|--------|---|------------------|-------------|----------|-----------------|-------------------|-------------------|-----------------------|--------------|----------------|-----------------------|--------------|------------|--------------|
| 性<br>劑 | 陽イオン系界面活  | 活性劑              |             |          | 両性イオン系界面        |                   |                   | 非イオン系                 |              |                | 界面活性劑                 |              |            |              |
|        |   | 第四級アンモニウム塩系      | アミノオキシド系    | ベタイン系    | アミノ酸系           | アルキルフェノール系        | 高級アルコール系（非イオン）    | ノルマルパラフィン系            | 脂肪酸系（非イオン）   | アルキルスルホン酸ナトリウム |                       |              |            |              |
| 備考     | 界面活性劑の種類<br>の名称を示す用語<br>のうち直鎖アルキル<br>ベンゼンスルホン酸<br>ナトリウムにつ | アルキルトリメチルアンモニウム塩 | アルキルアミノオキシド | アルキルベタイン | アルキルアミノ脂肪酸ナトリウム | ポリオキシエチレンアルキルエーテル | ポリオキシエチレンアルキルエーテル | ポリオキシエチレンアルキルフェニルエーテル | 脂肪酸アルカノールアミド | 脂肪酸アルカノールアミド   | ポリオキシエチレンソルビタン脂肪酸エステル | ソルビタン脂肪酸エステル | しよ糖脂肪酸エステル | 脂肪酸アルカノールアミド |

いては、界面活性剤の種類として通常使用している略称に代えることができる。

ニ ロ及びハの規定により種類の名称又は系別を表示する場合において、表示すべき界面活性剤の種類の種類又は系別の数が二以上あるときは、その種類又は系別に属する界面活性剤の含有率が大きいものから順次種類の名称又は系別を示す用語を列記すること。

ホ ロの規定による界面活性剤の種類の種類を示す用語の表示の次に界面活性剤の系別を示す用語を付記することができることとし、この場合において、その系別がこの表の中欄に掲げる界面活性剤の系別を示す用語に該当するものであるときは、当該用語を用いて表示すること。

へ りん酸塩を五酸化りん ( $P_2O_5$ ) 換算で一パーセント以上含有しているものについては、「リン酸塩」の用語を用いて表示することとし、その用語の次に括弧書きで五酸化りん換算の含有率を付記すること。この場合において、表示値の誤差の許容範囲は、プラス・マイナス二以内とする。

ト りん酸塩以外の洗浄補助剤その他の添加剤のうちその含有率が十パーセント以上のものについては、その成分の機能の名称の次に括弧書きで種類の名称を示す用語を用いて表示すること。ま

た、その含有率がパーセント以上のものについては、その機能の名称を示す用語を用いて表示すること。この場合において、その種類が次に掲げる種類の名称に応ずるものであるときは、それぞれ次に掲げる種類の名称を示す用語を用いて表示すること。

(1) 炭酸塩

(2) けい酸塩

(3) 硫酸塩

(4) アルミノけい酸塩

(5) エチルアルコール

(6) 尿素

チ 蛍光剤、酵素又は漂白剤を配合しているものについては、「蛍光増白剤」、「酵素」又は「漂白剤」の用語を表示すること。

(三) 液性の表示に際しては、次の表の上欄に掲げる水素イオン濃度（pH）の区分に応じ、それぞれ同表の下に掲げる液性を示す用語を用いて表示すること。この場合において、水素イオン濃度（

pH) の測定は、液状のものについては原液について日本工業規格 Z 八八〇二 (pH 測定方法) に定める方法により、液状のもの以外のものについては使用適量を用いた溶液について日本工業規格 K 三三六二 (家庭用合成洗剤試験方法) の八・三「pH 値」に定める方法により行うものとする。

この場合の測定温度は二十五度とすること。なお、時の経過により液性が変化するものについては、製造時における液性及び当該変化後における液性を示す用語を用いて表示するとともに、液性の経時変化があるので注意すべき旨を括弧書きで付記すること。

| 水素イオン濃度 (pH)    | 用語     |
|-----------------|--------|
| 十一・〇を超えるもの      | アルカリ性  |
| 十一・〇以下八・〇を超えるもの | 弱アルカリ性 |
| 八・〇以下六・〇以上のもの   | 中性     |
| 六・〇未満三・〇以上のもの   | 弱酸性    |
| 三・〇未満のもの        | 酸性     |

(四) 用途の表示に際しては、その用途を適切に表現した用語を用いて表示すること。

(五) 正味量の表示に際しては、計量法（平成四年法律第五十一号）第十二条（特定商品の計量）及び第十三条（密封をした特定商品に係る特定物象量の表記）に規定する特定物象量の表記に準ずるものとする。この場合の単位は、計量法に基づく法定計量単位のうちキログラム単位、グラム単位、リットル単位又はミリリットル単位によるものとする。

(六) 使用量の目安の表示に際しては、使用の適量について具体的に分かりやすく表示すること。

(七) 使用上の注意の表示に際しては、次に掲げる事項を製品の品質に応じて適切に表示すること。ただし、該当する事項がない場合にはこの限りではない。

イ 子供の手が届くところに置かない旨。

ロ 野菜及び果物を五分間以上漬けたままにしない旨（野菜及び果物の洗浄に適するものに限る。）。

ハ 流水を用いてすすぐ場合には、野菜及び果物は三十秒間以上、食器及び調理用具は五秒間以上すすぎ、ため水を用いてすすぐ場合には、ため水を替えて二回以上すすぐ旨（野菜及び果物の洗浄に適する合成洗剤に限る。）。

ニ 流水を用いて食器又は調理用具をすすぐ場合には、五秒間以上すすぎ、ため水を用いてすすぐ

場合には、ため水を替えて二回以上すすぐ旨（野菜及び果物の洗浄に適さない合成洗剤に限る。）。

ホ 用途外に使用しない旨。

ヘ 万一飲み込んだり、目に入ったりした場合には、応急処置を行い、医師に相談する旨。

（八） 表示には、表示した者の氏名又は名称及び住所又は電話番号を付記すること。

（九） 表示は、最小販売単位ごとに、その容器又は包装等消費者の見やすい箇所に本体から容易に離れない方法で分かりやすく記載してすること。

（十） 別記「塩素ガス発生試験（酸性タイプ）」で規定する試験又はこれと同等以上の精度を有する試験で測定した結果、一・〇ppm以上塩素ガスを発生するものについては、次に掲げる特別注意事項を表示すること。

イ 「まぜるな 危険」

ロ 「酸性タイプ」

ハ 塩素系の製品と一緒に使う（混ぜる）と有害な塩素ガスが出て危険である旨。

（十一） 特別注意事項の表示は、容器（箱に入っているものについては箱及び容器。以下同じ。）ご

とに、商品名の記載のある面と同一の面の目立つ箇所により記載してすることとし、イ、ロ及びハの表示はそれぞれ隣接した位置に行うこと。

イ 「まぜるな 危険」の表示に際しては、枠を設け白地に「まぜるな 危険」と表示すること。

「まぜるな」の文字は黄色に黒の縁取りをし、二十八ポイント以上（製品の排除体積（キャップを含む。以下同じ。）が二百十ミリリットル以下のものにあつては二十六・二五ポイント以上）の大きさで表示することとし、「危険」の文字は赤色で、四十二ポイント以上（製品の排除体積が二百十ミリリットル以下のものにあつては二十六・二五ポイント以上）の大きさで表示すること。

ロ 「酸性タイプ」の表示に際しては、枠を設け「酸性タイプ」と赤系色で表示することとし、容器、ラベル等の色により「酸性タイプ」の文字が目立たない場合は、ラベル又は枠内の色を変える等特に目立つ方法を用いて表示すること。文字の大きさは、当該製品の「使用上の注意」の表示に用いる文字の大きさより八ポイント以上大きくすること。

ハ 塩素系の製品と一緒に使うと有害な塩素ガスが出て危険である旨の表示に際しては、枠を設け



(A) 合成樹脂容器

プラスチック製蓋付容器（丸形）、呼び容量二十リットル（ただし容量の許容差はプラス十パーセント、マイナス四パーセントとする。）。使用時にはシール等により密閉性を良くすること。

(B) 塩素ガス検知管

試料採取量百ミリリットル一回において塩素ガス濃度 $0 \cdot 5 \sim 10$  ppm程度の範囲を測定できるもの。

(C) ガス採取器（百ミリリットル）

(D) 槽内攪拌用軸流ファン

羽根（数四〜五枚、直径五〜七センチメートル、片面面積二百二十〜三百二十平方ミリメートル／枚で総面積千百〜千三百平方ミリメートルとなる角度付きのもの）、回転数五十ヘルツで約二千五百 rpm、六十ヘルツで約三千 rpm

(E) 十ミリリットルビーカー

(F) スターラービース (長さ一センチメートル)

(G) マグネチックスターラー

(二) 測定方法

イ 合成樹脂容器の底に、ピペットを用いて酸性タイプの製品の原液三ミリリットル (又は三グラム) を入れた十ミリリットルビーカーを置く。

ロ (三) で定める塩素系基準溶液三ミリリットルをイのビーカー内に加える。

ハ 直ちに容器の蓋をして、マグネチックスターラーにて混合し、槽内をファンで攪拌する。

ニ 両液混合から五分間後、ガス採取器を検知管の後に接続して容器内のガスを百ミリリットル一回吸引して測定し、得られた数値から、次式により塩素ガス濃度を算出する。

$$\text{塩素ガス濃度 (ppm)} = \frac{\text{測定塩素ガス濃度 (ppm)}}{3} \times \frac{\text{合成樹脂容器の容量 (ℓ)}}{20}$$

ホ 室温、液温は二十度プラス・マイナス五度とする。

(三) 基準溶液

## イ 規格

塩素系基準溶液については、次亜塩素酸ナトリウム四・八〜五・二パーセント及び水酸化ナトリウム〇・九〜一・一パーセントの混合溶液とする。

## ロ 調製方法

塩素系基準溶液については、工業用次亜塩素酸ナトリウム水溶液（次亜塩素酸ナトリウム約十三パーセント、水酸化ナトリウム約〇・三パーセント）を（三）ハと同様の方法で分析し、次亜塩素酸ナトリウム及び水酸化ナトリウムの正確な濃度を得た上で、イオン交換水と試薬特級（日本工業規格K八五七六（水酸化ナトリウム（試薬）））の水酸化ナトリウムを用いて上記塩素系基準溶液の規格に入るように調製する。

## ハ 分析方法

本基準溶液は、冷暗所に保存し、三か月以内のものを使用する。使用に際しては、その都度分析を行う。分析方法は以下のとおり。

次亜塩素酸ナトリウムについては、基準溶液を一・〇グラムないし一・五グラム精秤し、イオ

ン交換水を五十ミリリットルとヨウ化カリウム二グラム及び酢酸十ミリリットルを加え、遊離したヨウ素を〇・一モル毎リットルのチオ硫酸ナトリウム溶液を用いて酸化還元滴定を行い、〇・一モル毎リットルのチオ硫酸ナトリウム溶液の所要量に対応する次亜塩素酸ナトリウムを求めて含有率を算出する。

水酸化ナトリウムについては、純水五十ミリリットルに基準溶液を五・〇グラム加えた溶液に、水酸化ナトリウムで中和した過酸化水素水を上記基準溶液内に発泡がなくなるまで少量ずつ滴下して次亜塩素酸ナトリウムを分解した後、〇・五モル毎リットルの塩酸を用いて中和滴定を行い、〇・五モル毎リットルの塩酸の所要量に対応する水酸化ナトリウムを求めて含有率を算出する。この場合において、指示薬は、ブロムチモールブルー溶液とする。

(四) 測定は(二)イ、ニを三回行い、平均値を測定値とする。

(五) 本試験は、局部排気設備のある場所で換気に注意して行うこと。

洗濯用又は台所用の石けん(界面活性剤又は界面活性剤及び洗浄補助剤その他の添加剤から成り、その主たる洗浄の作用が純石けん分の界面活性作用によるもの(洗濯用の石けんについては、純石けん分の含

有重量が界面活性剤の総含有重量の七十パーセント以上のものに限り、台所用の石けんについては、純石けん分の含有重量が界面活性剤の総含有重量の六十パーセント以上のものに限る。)をいう。)

(二) 品名の表示に際しては、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる品名を示す用語を用いて表示すること。

| 区分      |                       | 用語       |
|---------|-----------------------|----------|
| 洗濯用の石けん | 純石けん分以外の界面活性剤を含有しないもの | 洗濯用石けん   |
|         | 純石けん分以外の界面活性剤を含有するもの  | 洗濯用複合石けん |
| 台所用の石けん | 純石けん分以外の界面活性剤を含有しないもの | 台所用石けん   |
|         | 純石けん分以外の界面活性剤を含有するもの  | 台所用複合石けん |
|         | 純石けん分以外の界面活性剤を含有するもの  | 台所用複合石けん |

(二) 成分の表示は、次のイからヌまでに掲げるところによること。この場合において、成分の分析方法が日本工業規格K三三六二(家庭用合成洗剤試験方法)又はK三三〇四(石けん試験方法)に規定されているものについては、当該試験方法によること(成分の含有率は、固形のもの、粉末状のもの及び粒状のもの以外のものについては、製品重量比によって算出すること。)

イ 純石けん分以外の界面活性剤を含有しないものにあつては、「純石けん分」の用語を用いて表示することとし、その用語の次に括弧書きでその含有率及び種類の名称を示す用語を付記すること。この場合において、表示値の誤差の許容範囲は、プラス・マイナス五以内とする。

ロ 純石けん分以外の界面活性剤を含有するものにあつては、「界面活性剤」の用語を用いて表示することとし、その用語の次に括弧書きで純石けん分を含めた界面活性剤の含有率を付記すること。以上の表示の次に純石けん分の含有率と種類の名称及び純石けん分以外の界面活性剤の含有率と種類の名称をそれぞれ「純石けん分」、「純石けん分以外の界面活性剤」の用語の次に括弧書きで付記すること。この場合において、表示値の誤差の許容範囲は、プラス・マイナス五以内とする。

ハ 純石けん分以外の界面活性剤を含有するものにあつては、含有される界面活性剤のうちその含有率が三パーセント以上のものについて、ロの規定によりその種類の名称を示す用語を付記すること。なお、三パーセント未満の純石けん分以外の界面活性剤しか含まれていない場合には、その含有率が最も高いものの一つの種類の名称を示す用語を用いて表示すること。ただし、界面活

性剤の種類、名称を知ることができないとき、その他界面活性剤の種類、名称を表示しないことについてやむを得ない理由があるときは、界面活性剤の種類、名称を示す用語に代えて、界面活性剤の系別を示す用語を付記することができる。

ニ 純石けん分以外の界面活性剤の表示については、該当部分にアンダーラインを引くこと。

ホ ハの規定により種類、名称又は系別を表示する場合において、その種類、名称又は系別が次の表の上欄に掲げる界面活性剤の区分に応じ、同表の下欄又は中欄に掲げる界面活性剤の種類、名称又は系別を示す用語に該当するものであるときは、当該欄に掲げる用語を用いて表示すること。

|                            |                      |  |
|----------------------------|----------------------|--|
| 界面活性剤の区分<br>陰イオン系<br>界面活性剤 | 界面活性剤の系別を示す用語        | 界面活性剤の種類、名称を示す用語                           |
|                            | 脂肪酸系（陰イオン）           | 脂肪酸ナトリウム<br>脂肪酸カリウム<br>アルファスルホ脂肪酸エステルナトリウム |
| 直鎖アルキルベンゼン系                | 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム |  |
| 高級アルコール系（陰イオン）             | アルキル硫酸エステルナトリウム      |  |



備考 界面活性剤の種類を示す用語のうち直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウムについては、界面活性剤の種類として通常使用している略称に代えることができる。

へ ハ及びニの規定により種類の名義又は系別を表示する場合において、表示すべき純石けん分の種類若しくは系別の数又は純石けん分以外の界面活性剤の種類若しくは系別の数が二以上ある場合には、純石けん分又は純石けん分以外の界面活性剤ごとに、その含有率の大きいものから順次種類の名義又は系別を示す用語を列記すること。

ト ハの規定による界面活性剤の種類の名義を示す用語の表示の次に界面活性剤の系別を示す用語を付記することができることとし、この場合において、その系別がこの表の中欄に掲げる界面活性剤の系別を示す用語に該当するものであるときは、当該用語を用いて表示すること。

チ りん酸塩を五酸化りん ( $P_2O_5$ ) 換算で一パーセント以上含有しているものについては、「りん酸塩」の用語を用いて表示することとし、その用語の次に括弧書きで五酸化りん換算の含有率を付記すること。この場合において、表示値の誤差の許容範囲は、プラス・マイナス二以内とする。

リりん酸塩以外の洗淨補助剤その他の添加剤のうちその含有率が十パーセント以上のものについては、その成分の機能の名称の次に括弧書きで種類の名称を示す用語を用いて表示すること。また、その含有率が一パーセント以上のものについては、その機能の名称を示す用語を用いて表示すること。この場合において、その種類が次に掲げる種類の名称を示す用語に应ずるものであるときは、それぞれ次に掲げる種類の名称を示す用語を用いて表示すること。

- (1) 炭酸塩
- (2) けい酸塩
- (3) 硫酸塩
- (4) アルミノけい酸塩
- (5) エチルアルコール
- (6) 尿素

又 蛍光剤、酵素又は漂白剤を配合しているものについては、「蛍光増白剤」、「酵素」又は「漂白剤」の用語を表示すること。

(三) 液性の表示に際しては、次の表の上欄に掲げる水素イオン濃度（pH）の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる液性を示す用語を用いて表示すること。この場合において、水素イオン濃度（pH）の測定は、液状のものについては原液について、液状のもの以外のものについては使用適量を用いた溶液について日本工業規格Z八八〇二（pH測定方法）に定める方法により行うものとする。この場合の測定温度は、二十五度とすること。

| 水素イオン濃度（pH）    |  | 用 語    |
|----------------|--|--------|
| 一・〇を超えるもの      |  | アルカリ性  |
| 一・〇以下八・〇を超えるもの |  | 弱アルカリ性 |

(四) 用途の表示に際しては、その用途を適切に表現した用語を用いて表示すること。

(五) 正味量の表示に際しては、計量法（平成四年法律第五十一号）第十二条（特定商品の計量）及び第十三条（密封をした特定商品に係る特定物象量の表記）に規定する特定物象量の表記に準ずるものとする。この場合において、正味量の表示は製造されたときの計量によるものとし、その単位は、計量法に基づく法定計量単位のうちキログラム単位、グラム単位、リットル単位又はミリリ

ットル単位によるものとする。

(六) 使用量の目安の表示に際しては、使用の適量について具体的に分かりやすく表示すること。

(七) 使用上の注意の表示に際しては、次に掲げる事項を製品の品質に応じて適切に表示すること。  
ただし、該当する事項がない場合にはこの限りではない。

イ 子供の手が届くところに置かない旨。

ロ 野菜及び果物を五分間以上漬けたままにしない旨(野菜及び果物の洗浄に適するものに限る。)

ハ 流水を用いてすすぐ場合には、野菜及び果物は三十秒間以上、食器及び調理用具は五秒間以上すすぐ旨(野菜及び果物の洗浄に適する石けんに限る。)

ニ 流水を用いて食器又は調理用具をすすぐ場合には、五秒間以上すすぐ旨(野菜及び果物の洗浄に適さない石けんに限る。)

ホ 用途外に使用しない旨。

ヘ 万一飲み込んだり、目に入ったりした場合には、応急処置を行い、医師に相談する旨。

(八) 固形石けんについては、液性、用途、正味量、使用量の目安及び使用上の注意の表示を省略す

ることができる。

(九) 表示には、表示した者の氏名又は名称及び住所又は電話番号を付記すること。

(十) 表示は、最小販売単位ごとに、その容器又は包装等消費者の見やすい箇所に本体から容易に離れない方法で分かりやすく記載してすること。

住宅用又は家具用の洗淨剤（酸、アルカリ又は酸化剤及び洗淨補助剤その他の添加剤から成り、その主たる洗淨の作用が酸、アルカリ又は酸化剤の化学作用によるものをいう。）

(一) 品名の表示に際しては、その用途を適切に表現した用語に「洗淨剤」の用語を付して表示すること。

(二) 成分の表示は、次のイからへまでに掲げるところによること。

イ 界面活性剤については、「界面活性剤」の用語を用いて表示すること。この場合において、その含有率が三パーセント以上のものについては、「界面活性剤」の用語の次に括弧書きでその種類の名称を示す用語を付記すること。

ロ 二種類以上の界面活性剤を表示する場合には、その含有率の大きいものから順次列記すること。

ハ 三パーセント未満の界面活性剤しか含まれていない場合には、その含有率の最も高いものの一つの種類の名称を示す用語を表示すること。

ニ 洗淨補助剤その他の添加剤のうちその含有率が十パーセント以上のものについては、その成分の機能の名称の次に括弧書きで種類の名称を示す用語を表示すること。また、その含有率が一パーセント以上のものについては、その機能の名称を示す用語を表示すること。

ホ 酸又はアルカリについては、主要なものの種類の名称を示す用語を用いて表示することとし、その用語の次に括弧書きで次の表の上欄に掲げる成分の種類に応じ同表の下欄に掲げる試験方法により算出した当該成分の含有率を付記すること。この場合において、表示値の誤差の許容範囲は、プラス・マイナス一以内とすること。

| 成分の種類 | 成分の試験方法   |
|-------|---|
| 塩酸    | <p>純水五十ミリリットルに試料五・〇グラムを加えた溶液について〇・五モル毎リットルの水酸化ナトリウム溶液を用いて中和滴定を行い、使用された〇・五モル毎リットルの水酸化ナトリウム溶液の所要量に対応する塩酸を求め</p> |

|                           |  |
|---------------------------|--|
|                           | <p>て含有率を算出する。この場合において、指示薬は、ブロムチモールブルー溶液とする。</p>  |
| <p>硫酸</p>                 | <p>塩酸の試験方法に準ずる。</p>  |
| <p>しゅう酸</p>               | <p>純水十ミリリットルに希硫酸（純水と硫酸（日本工業規格K八九五一（硫酸（試薬））に定める試薬特級とする。）とを容積が一对一の割合で混合したものとする。）十ミリリットル及び試料五・〇グラムを加えた溶液について〇・〇二モル毎リットルの過マンガン酸カリウム溶液を用いて酸化還元滴定を行い、使用された〇・〇二モル毎リットルの過マンガン酸カリウム溶液の所要量に対応するしゅう酸を求めて含有率を算出する。</p> |
| <p>塩酸及びしゅう酸を含むものうちの塩酸</p> | <p>塩酸の試験方法に準じて総酸を中和滴定するに必要な〇・五モル毎リットルの水酸化ナトリウム溶液の所要量を求め、これからしゅう酸の試験方法により求められたしゅう酸の数量に対応する〇・五モル毎リットルの水酸化ナトリウム溶液の所要量を差し引いたものに対応する塩酸を求めて含有率を算出</p>  |

|                              |   |
|------------------------------|---|
|                              | <p>する。</p>  |
| <p>スルファミン酸</p>               | <p>純水五十ミリリットルに試料五・〇グラムを加えた溶液について〇・五モル毎リットルの亜硝酸ナトリウム溶液を用いて電位差滴定を行い、使用された〇・五モル毎リットルの亜硝酸ナトリウム溶液の所要量に対応するスルファミン酸を求めて含有率を算出する。</p>                           |
| <p>硫酸及びスルファミン酸を含むものうちの硫酸</p> | <p>硫酸試験方法に準じて総酸を中和滴定するに必要な〇・五モル毎リットルの水酸化ナトリウム溶液の所要量を求め、これからスルファミン酸の試験方法により求められたスルファミン酸の数量に対応する〇・五モル毎リットルの水酸化ナトリウム溶液の所要量を差し引いたものに対応する硫酸を求めて含有率を算出する。</p> |
| <p>水酸化ナトリウム</p>              | <p>純水五十ミリリットルに試料五・〇グラムを加えた溶液について〇・五モル毎リットルの塩酸を用いて中和滴定を行い、〇・五モル毎リットルの塩酸の所要量に対応する水酸化ナトリウムを求めて含有率を算出する。この場合に</p>   |

において、指示薬は、ブロムチモールブルー溶液とする。

#### 備考

- 1 成分の含有率は、製品重量比により算出するものとする。
- 2 試験に用いる溶液の調製方法は、日本工業規格 K 8001（試薬試験方法通則）によるものとする。

へ 酸化剤については、その種類の名称を示す用語を用いて表示すること。この場合において、次亜塩素酸塩を配合しているものについては、「次亜塩素酸塩」の用語を用いて表示すること。

(三) 液性の表示に際しては、次の表の上欄に掲げる水素イオン濃度 (pH) の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる液性を示す用語を用いて表示すること。この場合において水素イオン濃度 (pH) の測定は、液状のものにあつては原液について、粉末のものにあつては一リットルの水に五十グラムの試料を溶かした溶液について日本工業規格 Z 8802 (pH測定方法) に定める方法により行うものとする。この場合の測定温度は二十五度とすること。

水素イオン濃度 (pH)

用語

|                 |        |
|-----------------|--------|
| 十一・〇を超えるもの      | アルカリ性  |
| 十一・〇以下八・〇を超えるもの | 弱アルカリ性 |
| 八・〇以下六・〇以上のもの   | 中性     |
| 六・〇未満三・〇以上のもの   | 弱酸性    |
| 三・〇未満のもの        | 酸性     |

(四) 用途の表示に際しては、その用途を適切に表現した用語を用いて表示すること。

(五) 正味量の表示に際しては、計量法（平成四年法律第五十一号）第十二条（特定商品の計量）及び第十三条（密封をした特定商品に係る特定物象量の表記）に規定する特定物象量の表記に準ずるものとする。この場合の単位は、計量法に基づく法定計量単位のうちキログラム単位、グラム単位、リットル単位又はミリリットル単位によるものとする。

(六) 使用量の目安の表示については、使用の適量について具体的に分かりやすく表示すること。

(七) 使用上の注意の表示に際しては、次に掲げる事項を製品の品質に応じて適切に表示すること。

ただし、該当する事項がない場合にはこの限りではない。

イ 子供の手が届くところに置かない旨（この場合において、特別注意事項として表示する場合に  
は、表示を省略することができる（塩素系の製品に限る。））。

ロ 用途以外に使用しない旨。

ハ 万一飲み込んだり又は目に入ったりした場合には、応急処置を行い、医師に相談する旨。

ニ 使用の際にはゴム製等の手袋又は柄付きたわしを使用する旨。

（八） 表示には、表示した者の氏名又は名称及び住所又は電話番号を付記すること。

（九） 表示は、最小販売単位ごとに、その容器又は包装等消費者の見やすい箇所に本体から容易に離れない方法で分かりやすく記載してすること。

（十） 別記一「塩素ガス発生試験（酸性タイプ）」で規定する試験又はこれと同等以上の精度を有する試験で測定した結果、一・〇ppm以上塩素ガスを発生するものについては、次に掲げる特別注意事項を表示すること。

イ 「まぜるな 危険」

ロ 「酸性タイプ」

ハ 塩素系の製品と一緒に使う（混ぜる）と有害な塩素ガスが出て危険である旨。

(十一) 特別注意事項の表示は、容器（箱に入っているものについては箱及び容器。以下同じ。）ご

とに、商品名の記載のある面と同一の面の目立つ箇所により記載してすることとし、イ、ロ及びハの表示はそれぞれ隣接した位置に行うこと。

イ 「まぜるな 危険」の表示に際しては、枠を設け白地に「まぜるな 危険」と表示すること。

「まぜるな」の文字は黄色に黒の縁取りをし、二十八ポイント以上（製品の排除体積（キャップを含む。以下同じ。）が二百十ミリリットル以下のものにあつては二十六・二五ポイント以上）の大ききさで表示することとし、「危険」の文字は赤色で、四十二ポイント以上（製品の排除体積が二百十ミリリットル以下のものにあつては二十六・二五ポイント以上）の大ききさで表示すること。

ロ 「酸性タイプ」の表示に際しては、枠を設け「酸性タイプ」と赤系色で表示することとし、容器、ラベル等の色により「酸性タイプ」の文字が目立たない場合は、ラベル又は枠内の色を変える等特に目立つ方法を用いて表示すること。文字の大ききさは、当該製品の「使用上の注意」の表

示に用いる文字の大きさより八ポイント以上大きくすること。

ハ 塩素系の製品と一緒に使うと有害な塩素ガスが出て危険である旨の表示に際しては、枠を設け

「塩素系」及び「危険」の文字を用いて表示すること。「塩素系」及び「危険」の文字は赤系色で、当該製品の「使用上の注意」の表示に用いる文字の大きさより四ポイント以上大きくすることとし、「塩素系」及び「危険」以外の文字に使用する文字の大きさは、当該製品の「使用上の注意」の表示に用いる文字の大きさより一ポイント以上大きくすること。

(十二) 別記二「塩素ガス発生試験(塩素系)」で規定する試験又はこれと同等以上の精度を有する試験で測定した結果、一・〇ppm以上塩素ガスを発生するものについては、次に掲げる特別注意事項を表示すること。

イ 「まぜるな 危険」

ロ 「塩素系」

ハ (1) 酸性タイプの製品と一緒に使う(混ぜる)と有害な塩素ガスが出て危険である旨。

(2) 目に入った時は、すぐに水で洗う旨。

(3) 子供の手に触れないようにする旨。

(4) 必ず換気を良くして使用する旨。

(十三) 特別注意事項の表示は、容器（箱に入っているものについては箱及び容器。以下同じ。）ごとに、商品名の記載のある面と同一の面の目立つ箇所により記載してすることとし、イ、ロ及びハの表示はそれぞれ隣接した位置に行うこと。

イ 「まぜるな 危険」の表示に際しては、枠を設け白地に「まぜるな 危険」と表示すること。

「まぜるな」の文字は黄色に黒の縁取りをし、二十八ポイント以上（製品の排除体積（キャップを含む。以下同じ。）が二百十ミリリットル以下のものにあつては二十六・二五ポイント以上）

の大きさを表示することとし、「危険」の文字は赤色で、四十二ポイント以上（製品の排除体積が二百十ミリリットル以下のものにあつては二十六・二五ポイント以上）の大きさを表示すること。

ロ 「塩素系」の表示に際しては、枠を設け「塩素系」と黄系色で表示することとし、容器、ラベル等の色により「塩素系」の文字が目立たない場合は、ラベル又は枠内の色を変える等特に目立

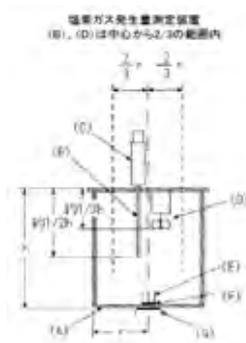
つ方法を用いて表示すること。文字の大きさは、当該製品の「使用上の注意」の表示に用いる文字の大きさより八ポイント以上大きくすること。

ハ (1) から (4) までの事項の表示に際しては、枠を設け表示すること。この際、(1) については「酸性タイプ」及び「危険」の文字を用いて表示することとし、「酸性タイプ」及び「危険」の文字は赤系色で、当該製品の「使用上の注意」の表示に用いる文字の大きさより四ポイント以上大きくすること。「酸性タイプ」及び「危険」以外の文字に使用する文字の大きさは、当該製品の「使用上の注意」の表示に用いる文字の大きさより一ポイント以上大きくすること。

#### 別記一 塩素ガス発生試験（酸性タイプ）

##### (一) 装置及び器具

次の図のような合成樹脂容器の蓋に検知管及びファンを取り付け、ファンは下向きに送風できるようにする。



図中 (A) ～ (G) の内容については以下のとおり。

(A) 合成樹脂容器

プラスチック製蓋付容器（丸形）、呼び容量二十リットル（ただし容量の許容差はプラス十パーセント、マイナス四パーセントとする。）。使用時にはシール等により密閉性を良くすること。

(B) 塩素ガス検知管

試料採取量百ミリリットル一回において塩素ガス濃度〇・五～十 ppm 程度の範囲を測定できるもの。

(C) ガス採取器（百ミリリットル）

(D) 槽内攪拌用軸流ファン

羽根（数四～五枚、直径五～七センチメートル、片面面積二百二十～三百二十平方ミリメートル／枚で総面積千百～千三百平方ミリメートルとなる角度付きのもの）、回転数五十ヘルツで約二千五百 rpm、六十ヘルツで約三千 rpm

(E) 十ミリリットルビーカー

(F) スターラーベース（長さ一センチメートル）

(G) マグネチックスターラー

(二) 測定方法

イ 合成樹脂容器の底に、ピペットを用いて酸性タイプの製品の原液三ミリリットル（又は三グラム）を入れた十ミリリットルビーカーを置く。

ロ (三) で定める塩素系基準溶液三ミリリットルをイのビーカー内に加える。

ハ 直ちに容器の蓋をして、マグネチックスターラーにて混合し、槽内をファンで攪拌かくはんする。

ニ 両液混合から五分間後、ガス採取器を検知管の後に接続して容器内のガスを百ミリリットル一回吸引して測定し、得られた数値から、次式により塩素ガス濃度を算出する。

$$\text{塩素ガス濃度 (ppm)} = \frac{\text{測定塩素ガス濃度 (ppm)}}{3} \times \frac{\text{合成樹脂容器の容量 (ℓ)}}{20}$$

ホ 室温・液温は二十度プラス・マイナス五度とする。

(三) 基準溶液

イ 規格

塩素系基準溶液については、次亜塩素酸ナトリウム四・八〇五・二パーセント及び水酸化ナトリウム〇・九〇一・一パーセントの混合溶液とする。

ロ 調製方法

塩素系基準溶液については、工業用次亜塩素酸ナトリウム水溶液（次亜塩素酸ナトリウム約十三パーセント、水酸化ナトリウム約〇・三パーセント）を（三）ハと同様の方法で分析し、次亜塩素酸ナトリウム及び水酸化ナトリウムの正確な濃度を得た上で、イオン交換水と試薬特級（日本工業規格K八五七六（水酸化ナトリウム（試薬））の水酸化ナトリウムを用いて上記塩素系基準溶液の規格に入るように調製する。

ハ 分析方法

本基準溶液は、冷暗所に保存し、三か月以内のものを使用する。使用に際しては、その都度分析を行う。分析方法は以下のとおり。

次亜塩素酸ナトリウムについては、基準溶液を一・〇グラムないし一・五グラム精秤し、イオン交換水を五十ミリリットルとヨウ化カリウム二グラム及び酢酸十ミリリットルを加え、遊離したヨウ素を〇・一モル毎リットルのチオ硫酸ナトリウム溶液を用いて酸化還元滴定を行い、〇・一モル毎リットルのチオ硫酸ナトリウム溶液の所要量に対応する次亜塩素酸ナトリウムを求めて含有率を算出する。

水酸化ナトリウムについては、純水五十ミリリットルに基準溶液を五・〇グラム加えた溶液に、水酸化ナトリウムで中和した過酸化水素水を上記基準溶液内に発泡がなくなるまで少量ずつ滴下して次亜塩素酸ナトリウムを分解した後、〇・五モル毎リットルの塩酸を用いて中和滴定を行い、〇・五モル毎リットルの塩酸の所要量に対応する水酸化ナトリウムを求めて含有率を算出する。この場合において、指示薬は、ブロムチモールブルー溶液とする。

(四) 測定は、(二)イ〜ニを三回行い、平均値を測定値とする。

(五) 本試験は、局部排気設備のある場所で換気に注意して行うこと。

## 別記二 塩素ガス発生試験（塩素系）

(一) 装置及び器具

別記一 塩素ガス発生試験（酸性タイプ）に同じ。

(二) 測定方法

イ 合成樹脂容器の底に、ピペットを用いて（三）で定める酸性タイプ基準溶液三ミリリットルを入れた十ミリリットルビーカーを置く。

ロ 塩素系製品の原液三ミリリットル（又は三グラム）をイのビーカー内に加える。

ハ 直ちに容器の蓋をして、マグネチックスターラーにて混合し、槽内をフアンで攪拌する。

ニ 両液混合から五分間後、ガス採取器を検知管の後に接続して容器内のガスを百ミリリットル一回吸引して測定し、得られた数値から、次式により塩素ガス濃度を算出する。

$$\text{塩素ガス濃度 (ppm)} = \frac{\text{測定塩素ガス濃度 (ppm)}}{3} \times \frac{\text{合成樹脂容器の容量 (ℓ)}}{20}$$

ホ 室温、液温は二十度プラス・マイナス五度とする。

(三) 基準溶液

## イ 規格

酸性タイプの基準溶液については、塩酸九・三〇九・七パーセントとする。

## ロ 調製方法

酸性タイプ基準溶液については、試薬特級（日本工業規格K八一八〇（塩酸（試薬）））の塩酸をイオン交換水を用いて上記酸性タイプ基準溶液に入るように調製する。

## ハ 分析方法

本基準溶液は、冷暗所に保存し、三か月以内のものを使用する。使用に際しては、その都度分析を行う。分析方法については、純水五十ミリリットルに試料五・〇グラムを加えた溶液を用いて中和滴定を行い、使用された〇・五モル毎リットルの水酸化ナトリウム溶液の所要量に対応する塩酸を求めて含有率を算出する。この場合において、指示薬は、ブロムチモールブルー溶液とする。

(四) 測定は(二)イ、ロを三回行い、平均値を測定値とする。

(五) 本試験は、局部排気設備のある場所で換気に注意して行うこと。

二十八 台所用、住宅用又は家具用の磨き剤

クレンザー（研磨材及び界面活性剤その他の添加剤から成り、主として研磨の用に供せられるもの（艶出しの用に供せられるものを除く。）をいう。）

(一) 品名の表示に際しては、「クレンザー」の用語を用いて表示すること。

(二) 成分の表示に際しては、次のイからチまでに掲げるところによること。この場合において、成分の分析方法が日本工業規格K三三六二（家庭用合成洗剤試験方法）又はK三三〇四（石けん試験方法）に規定されているものについては、当該試験方法によること。

イ 研磨材については、「研磨材」の用語を用いて表示することとし、その用語の次に括弧書きでその含有率を付記すること。この場合において、成分の分析は、日本工業規格K三三〇四（石けん試験方法）の七・八に規定する試験方法（同七・七・三b）に規定する「記号三」は「記号四」と読み替える。）によるものとし、表示値の誤差の許容範囲は、プラス・マイナス五以内とすること。

ロ 研磨材の種類については、次に掲げる種類の名称を示す用語を用いて含有率の表示の次に付記

することができるものとする。

(1) けい酸アルミニウム系鉱物

(2) けい酸系鉱物

(3) 炭酸カルシウム系鉱物

(4) アルミナ系鉱物

ハ 界面活性剤を含有するものについては、「界面活性剤」の用語を用いて表示することとし、その用語の次に括弧書きでその含有率及びその種類の名称を付記すること。この場合において、表示値の誤差の許容範囲はプラス・マイナス二以内とする。

ニ 含有される界面活性剤のうちその含有率が三パーセント以上のものについては、ハの規定によりその種類の名称を示す用語を付記すること。なお、三パーセント未満の界面活性剤しか含まれていない場合には、その含有率が最も高いものの一つの種類の名称を示す用語を用いて表示すること。ただし、界面活性剤の種類の名称を知ることができなるときその他界面活性剤の種類の名称を示す用語を表示しないことについてやむを得ない理由があるときは、界面活性剤の種類の名

称を示す用語に代えて、界面活性剤の系別を示す用語を付記することができる。

ホ ニの規定により種類の名称又は系別を表示する場合において、その種類の名称又は系別が次の表の上欄に掲げる界面活性剤の区分に応じ、同表の下欄又は中欄に掲げる界面活性剤の種類の名称又は系別を示す用語に該当するものであるときは、当該欄に掲げる用語を用いて表示すること。

|                |   |  |                          |
|----------------|---|--|--------------------------|
| 界面活性剤の区分       | 界面活性剤の系別を示す用語   |  | 界面活性剤の種類を示す用語            |
| 陰イオン系<br>界面活性剤 | 脂肪酸系（脂肪酸又は脂肪酸エステル系界面活性剤以外の界面活性剤を含まないものをいう。以下この号において同じ。）（陰イオン） | 直鎖アルキルベンゼン系<br>高級アルコール系（陰イオン）                      | 純石けん分<br>アルファスルホ脂肪酸エステル塩 |
|                |   | 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸塩<br>アルキル硫酸エステル塩<br>アルキルエーテル硫酸エステル塩 |                          |

|       |        |             |                   |                  |          |              |                       |
|-------|--------|-------------|-------------------|------------------|----------|--------------|-----------------------|
| 界面活性剤 | 両性イオン系 | アルキルフェノール系  | 高級アルコール系（非イオン）    | 脂肪酸系（非イオン）       | 非イオン系    | アルファオレフィン系   | アルファオレフィンスルホン酸塩       |
|       |        |             |                   |                  |          | ノルマルパラフィン系   | アルキルスルホン酸塩            |
| 界面活性剤 | 両性イオン系 | アルキルアミノ脂肪酸塩 | ポリオキシエチレンアルキルエーテル | ポリオキシエチレン脂肪酸エステル | 糖脂肪酸エステル | ソルビタン脂肪酸エステル | ポリオキシエチレンソルビタン脂肪酸エステル |
|       |        | アミノ酸系       | ポリオキシエチレンアルキルエーテル | ポリオキシエチレン脂肪酸エステル |          |              |                       |
| 界面活性剤 | 両性イオン系 | アルキルアミノオキシド | ポリオキシエチレンアルキルエーテル | ポリオキシエチレン脂肪酸エステル | 糖脂肪酸エステル | ソルビタン脂肪酸エステル | ポリオキシエチレンソルビタン脂肪酸エステル |
|       |        | ベタイン系       | ポリオキシエチレンアルキルエーテル | ポリオキシエチレン脂肪酸エステル |          |              |                       |
| 界面活性剤 | 両性イオン系 | アルキルアミノオキシド | ポリオキシエチレンアルキルエーテル | ポリオキシエチレン脂肪酸エステル | 糖脂肪酸エステル | ソルビタン脂肪酸エステル | ポリオキシエチレンソルビタン脂肪酸エステル |
|       |        | アミノオキシド系    | ポリオキシエチレンアルキルエーテル | ポリオキシエチレン脂肪酸エステル |          |              |                       |

へりん酸塩を五酸化りん（ $P_2O_5$ ）換算で一パーセント以上含有しているものについては、「りん酸塩」の用語を用いて表示することとし、その用語の次に括弧書きで五酸化りん換算の含有率

を付記すること。この場合において、表示値の誤差の許容範囲は、プラス・マイナス二以内とするること。

ト 研磨材、界面活性剤、りん酸塩又は漂白剤以外の成分（水を除く。）を含有しているものであって、その成分のうち含有率が十パーセント以上のものについては、その成分の種類の名称を示す用語を、機能の名称を示す用語の次に括弧書きで付記し、その含有率が一パーセント以上のものについては、その機能の名称を示す用語を用いてそれぞれ表示すること。

チ 漂白剤を配合しているものについては、「漂白剤」の用語を用いて表示すること。

(三) 液性の表示に際しては、次の表の上欄に掲げる水素イオン濃度（pH）の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる液性を示す用語を用いて表示すること。この場合において、水素イオン濃度（pH）の測定は、液状のものについては原液について、液状のもの以外のものについては一リットルの水に十グラムの試料を分散、溶解させた液について日本工業規格 Z 八八〇二（pH測定方法）に定める方法により行うものとし、この場合の測定温度は二十五度とすること。

水素イオン濃度（pH）

用語

|                 |        |
|-----------------|--------|
| 十一・〇を超えるもの      | アルカリ性  |
| 十一・〇以下八・〇を超えるもの | 弱アルカリ性 |
| 八・〇以下六・〇以上のもの   | 中性     |
| 六・〇未満三・〇以上のもの   | 弱酸性    |
| 三・〇未満のもの        | 酸性     |

(四) 用途の表示に際しては、その用途を適切に表現した用語を用いて表示すること。

(五) 正味量の表示に際しては、計量法（平成四年法律第五十一号）第十二条（特定商品の計量）及び第十三条（密封をした特定商品に係る特定物象量の表記）に規定する特定物象量の表記に準ずるものとする。この場合の単位は、キログラム単位、グラム単位、リットル単位又はミリリットル単位によること。

(六) 使用上の注意の表示に際しては、次に掲げる事項を製品の品質に応じて適切に表示すること。ただし、該当する事項がない場合にはこの限りではない。

イ 子供の手が届くところに置かない旨。

ロ 万一目に入った場合には、こすらずに水で洗い流す旨。

ハ 食器、調理器具等に使用する場合には、使用後水でよくすすぐ旨（食器、調理器具等の使用に適するものに限る。）。

ニ 飲み込んだ場合の応急処置方法。

ホ 用途外に使用しない旨。

(七) 表示には、表示した者の氏名又は名称及び住所又は電話番号を付記すること。

(八) 表示は、最小販売単位ごとに、その容器又は包装等消費者の見やすい箇所に本体から容易に離れない方法で分かりやすく記載してすること。

(九) 別記「塩素ガス発生試験（塩素系）」で規定する試験又はこれと同等以上の精度を有する試験で測定した結果、一・〇ppm以上塩素ガスを発生するものについては、次に掲げる特別注意事項を表示すること。

イ 「まぜるな 危険」

ロ 「塩素系」

ハ(1) 酸性タイプの製品と一緒に使う(混ぜる)と有害な塩素ガスが出て危険である旨。

(2) 目に入った時は、すぐに水で洗う旨。

(3) 子供の手に触れないようにする旨。

(4) 必ず換気を良くして使用する旨。

(十) 特別注意事項の表示は、容器(箱に入っているものについては箱及び容器。以下同じ。)ごとに、商品名の記載のある面と同一の面の目立つ箇所により記載してすることとし、イ、ロ及びハの表示はそれぞれ隣接した位置に行うこと。

イ 「まぜるな 危険」の表示に際しては、枠を設け白地に「まぜるな 危険」と表示すること。

「まぜるな」の文字は黄色に黒の縁取りをし、二十八ポイント以上(製品の排除体積が二百ミリリットル以下のものにあつては二十六・二五ポイント以上)の大きさで表示することとし、「危険」の文字は赤色で、四十二ポイント以上(製品の排除体積が二百ミリリットル以下のものにあつては二十六・二五ポイント以上)の大きさで表示すること。

ロ 「塩素系」の表示に際しては、枠を設け「塩素系」と黄系色で表示することとし、容器、ラベ

ル等の色により「塩素系」の文字が目立たない場合は、ラベル又は枠内の色を変える等特に目立つ方法を用いて表示すること。文字の大きさは、当該製品の「使用上の注意」の表示に用いる文字の大きさより八ポイント以上大きくすること。

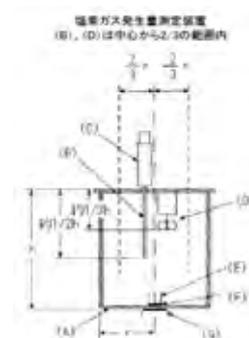
ハ (1) から (4) までの事項の表示に際しては、枠を設け表示すること。この際、(1) については「酸性タイプ」及び「危険」の文字を用いて表示することとし、「酸性タイプ」及び「危険」の文字は赤系色で、当該製品の「使用上の注意」の表示に用いる文字の大きさより四ポイント以上大きくすること。「酸性タイプ」及び「危険」以外の文字に使用する文字の大きさは、当該製品の「使用上の注意」の表示に用いる文字の大きさより一ポイント以上大きくすること。

#### 別記 塩素ガス発生試験（塩素系）

##### (一) 装置及び器具

次の図のような合成樹脂容器の蓋に検知管及びファンを取り付け、ファンは下向きに送風でき

るようにする。



図中 (A) ～ (G) の内容については以下のとおり。

(A) 合成樹脂容器

プラスチック製蓋付容器（丸形）、呼び容量二十リットル（ただし容量の許容差はプラス十パーセント、マイナス四パーセントとする）。使用時にはシール等により密閉性を良くすること。

(B) 塩素ガス検知管

試料採取量百ミリリットル一回において塩素ガス濃度〇・五～十ppm程度の範囲を測定できるもの。

(C) ガス採取器（百ミリリットル）

(D) 槽内攪拌用軸流ファン

羽根（数四〜五枚、直径五〜七センチメートル、片面面積二百二十〜三百二十平方ミリメートル／枚で総面積千百〜千三百平方ミリメートルとなる角度付きのもの）、回転数五十Hzで約二千五百rpm、六十ヘルツで約三千rpm

(E) 十ミリリットルビーカー

(F) スターラーベース（長さ一センチメートル）

(G) マグネチックスターラー

(二) 測定方法

イ 合成樹脂容器の底に、ピペットを用いて(三)で定める酸性タイプ基準溶液三ミリリットルを入れた十ミリリットルビーカーを置く。

ロ 塩素系製品の原液三ミリリットル（又は三グラム）をイのビーカー内に加える。

ハ 直ちに容器の蓋をして、マグネチックスターラーにて混合し、槽内をファンで攪拌する。

ニ 両液混合から五分間後、ガス採取器を検知管の後に接続して容器内のガスを百ミリリットル一

回吸引して測定し、得られた数値から、次式により塩素ガス濃度を算出する。

$$\text{塩素ガス濃度 (ppm)} = \frac{\text{測定塩素ガス濃度 (ppm)}}{3} \times \frac{\text{合式樹脂容器の容量 (ℓ)}}{20}$$

ホ 室温、液温は二十度プラス・マイナス五度とする。

(三) 基準溶液

イ 規格

酸性タイプ基準溶液については、塩酸九・三〇九・七パーセントとする。

ロ 調製方法

酸性タイプ基準溶液については、試薬特級（日本工業規格 K 八 一 八 〇（塩酸（試薬））の塩酸をイオン交換水を用いて上記酸性タイプ基準溶液に入るように調製する。

ハ 分析方法

本基準溶液は、冷暗所に保存し、三か月以内のものを使用する。使用に際しては、その都度分析を行う。分析方法については、純水五十ミリリットルに試料五・〇グラムを加えた溶液につい

て〇・五モル毎リットルの水酸化ナトリウム溶液を用いて中和滴定を行い、使用された〇・五モル毎リットルの水酸化ナトリウム溶液の所要量に対応する塩酸を求めて含有率を算出する。この場合において、指示薬は、ブロムチモールブルー溶液とする。

(四) 測定は(二)イ、ニを三回行い、平均値を測定値とする。

(五) 本試験は、局部排気設備のある場所で換気に注意して行うこと。

その他の磨き剤(研磨材、有機溶剤、脂肪酸及び界面活性剤その他の添加剤から成り、艶出し及び研磨の用に供せられるものをいう。)

(一) 品名の表示に際しては、その品名の中に「磨き剤」の用語を用いて表示すること。

(二) 成分の表示に際しては、次のイからへまでに掲げるところによること。

イ 研磨材については、「研磨材」の用語を用いて表示することとし、その用語の次に括弧書きで

その含有率を付記すること。この場合において、成分の分析は、日本工業規格K〇〇六七(化学製品の減量及び残分試験方法)の四・四に規定する試験方法(同規格中四・四・一の操作は、(

一)第一法により行う。)で行うものとし、表示値の誤差の許容範囲は、プラス・マイナス三以

内とすること。

ロ 研磨材の種類については、次に掲げる種類の名称を示す用語を用いて含有率の表示の次に付記することができるものとする。

(1) けい酸アルミニウム系鉱物

(2) けい酸系鉱物

(3) 炭酸カルシウム系鉱物

(4) アルミナ系鉱物

ハ 脂肪酸については、「脂肪酸」の用語を用いて表示すること。

ニ 有機溶剤については、「有機溶剤」の用語を用いて表示すること。

ホ 研磨材、脂肪酸又は有機溶剤以外の成分を配合しているものについては、その成分の名称を示す用語を用いて付記することができる。

ヘ 界面活性剤を含有するものについては、「界面活性剤」の用語を用いて表示すること。

(三) 用途の表現に際しては、その用途を適切に表現した用語を用いて表現すること。

(四) 正味量の表示に際しては、計量法（平成四年法律第五十一号）第十二条（特定商品の計量）及び第十三条（密封をした特定商品に係る特定物象量の表記）に規定する特定物象量の表記に準ずるものとする。この場合の単位は、キログラム単位、グラム単位、リットル単位又はミリリットル単位によるものとする。

(五) 使用上の注意の表示に際しては、次に掲げる事項を製品の品質に応じて適切に表示すること。ただし、該当する事項がない場合にはこの限りではない。

イ 子供の手が届くところに置かない旨。

ロ 万一目に入った場合には、こすらずに直ちに水で十分洗い流す旨。

ハ 火気のあるところでは使用しない旨（引火点が四十度以下のものに限る。）。

ニ 用途外に使用しない旨。

(六) 表示には、表示した者の氏名又は名称及び住所又は電話番号を付記すること。

(七) 表示は、最小販売単位ごとに、その容器又は包装等消費者の見やすい箇所に本体から容易に離れない方法で分かりやすく記載してすること。

二十九 接着剤

(一) 種類の表示に際しては、その種類を示す用語を用いて適正に表示することとし、特にその種類が次の表の上欄に掲げるものであるときは、それぞれ同表の下欄に掲げる種類を示す用語を用いて表示すること。

| 種類    | 種類を示す用語  |
|-------|----------|
| 水性形   | 水性形接着剤   |
| 溶剤形   | 溶剤形接着剤   |
| 熱溶融形  | 熱溶融形接着剤  |
| 化学反応形 | 化学反応形接着剤 |

(二) 成分の表示に際しては、主要な成分の種類の名称を示す用語を用いて適正に表示することとし、特にその成分が次表に掲げるものであるときは、それぞれの成分の種類の名称を示す用語を用いて表示すること。この場合において、その成分の種類の名称を示す用語ごとに括弧書きでその含有率を示す数値を百分率で付記すること。ただし、「有機溶剤」については、括弧書きでその合計の

含有率を示す数値を百分率で付記することとし、特にその成分の種類が次表に掲げる用語に該当する場合には、成分の種類の名称を示す用語を列記すること。

| 成分             | 合成樹脂  |           |      |                |  |           |  |          |  |          |  |           |  |          |  |           |  |             |  |       |       |
|----------------|---|-----------|------|----------------|--|-----------|--|----------|--|----------|--|-----------|--|----------|--|-----------|--|-------------|--|-------|-------|
| 成分の種類の名称を示す用語  | <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1059 683 1129 1025">1 酢酸ビニル樹脂</td> <td data-bbox="1059 226 1129 674">合成樹脂</td> </tr> <tr> <td data-bbox="973 683 1059 1211">2 エチレン・酢酸ビニル樹脂</td> <td data-bbox="973 226 1059 674"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="887 683 973 1025">3 塩化ビニル樹脂</td> <td data-bbox="887 226 973 674"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="801 683 887 987">4 エポキシ樹脂</td> <td data-bbox="801 226 887 674"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="715 683 801 987">5 ウレタン樹脂</td> <td data-bbox="715 226 801 674"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="628 683 715 1025">6 スチロール樹脂</td> <td data-bbox="628 226 715 674"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="542 683 628 987">7 アクリル樹脂</td> <td data-bbox="542 226 628 674"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="456 683 542 1025">8 ポリアミド樹脂</td> <td data-bbox="456 226 542 674"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="370 683 456 1099">9 シアノアクリレート</td> <td data-bbox="370 226 456 674"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="252 683 370 1025">セルロース</td> <td data-bbox="252 226 370 674">セルロース</td> </tr> </table> | 1 酢酸ビニル樹脂 | 合成樹脂 | 2 エチレン・酢酸ビニル樹脂 |  | 3 塩化ビニル樹脂 |  | 4 エポキシ樹脂 |  | 5 ウレタン樹脂 |  | 6 スチロール樹脂 |  | 7 アクリル樹脂 |  | 8 ポリアミド樹脂 |  | 9 シアノアクリレート |  | セルロース | セルロース |
| 1 酢酸ビニル樹脂      | 合成樹脂  |           |      |                |  |           |  |          |  |          |  |           |  |          |  |           |  |             |  |       |       |
| 2 エチレン・酢酸ビニル樹脂 |   |           |      |                |  |           |  |          |  |          |  |           |  |          |  |           |  |             |  |       |       |
| 3 塩化ビニル樹脂      |   |           |      |                |  |           |  |          |  |          |  |           |  |          |  |           |  |             |  |       |       |
| 4 エポキシ樹脂       |   |           |      |                |  |           |  |          |  |          |  |           |  |          |  |           |  |             |  |       |       |
| 5 ウレタン樹脂       |   |           |      |                |  |           |  |          |  |          |  |           |  |          |  |           |  |             |  |       |       |
| 6 スチロール樹脂      |   |           |      |                |  |           |  |          |  |          |  |           |  |          |  |           |  |             |  |       |       |
| 7 アクリル樹脂       |   |           |      |                |  |           |  |          |  |          |  |           |  |          |  |           |  |             |  |       |       |
| 8 ポリアミド樹脂      |   |           |      |                |  |           |  |          |  |          |  |           |  |          |  |           |  |             |  |       |       |
| 9 シアノアクリレート    |   |           |      |                |  |           |  |          |  |          |  |           |  |          |  |           |  |             |  |       |       |
| セルロース          | セルロース   |           |      |                |  |           |  |          |  |          |  |           |  |          |  |           |  |             |  |       |       |

|      |          |              |
|------|----------|--------------|
| 有機溶剤 | 1        | ニトリルゴム       |
|      | 2        | スチレン・ブタジエンゴム |
|      | 3        | クロロプレンゴム     |
|      | 1        | アセトン         |
|      | 2        | ノルマルヘキサン     |
|      | 3        | イソヘキサン       |
|      | 4        | シクロヘキサン      |
| 5    | 酢酸ブチル    |              |
| 6    | エタノール    |              |
| 7    | イソプロパノール |              |

(三) 毒性の表示に際しては、毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）第二条に指定されている劇物を使用している場合に限り、「劇物含有」と表示すること。

(四) 用途の表示に際しては、当該接着剤による接着に適する用途若しくは材料又はその両方を適正

に表示することとし、適する用途又は材料であっても種類によつては接着できない材料がある場合にはこれを適正に表示すること。

(五) 正味量の表示に際しては、グラム単位若しくはキログラム単位又はミリリットル単位若しくはリットル単位によるものとする。この場合における許容範囲はマイナス三パーセント以内とすること。

(六) 取扱い上の注意の表示に際しては、次に掲げる事項を製品の品質に応じて適切に表示すること。

この場合において該当しないことが明らかな場合にはこの限りではない。

イ 子供の手が届かないところに置き、いたずらをしないよう注意する旨。

ロ 接着用以外には使用しない旨。

ハ 使用に際しては、換気を良くする旨。

ニ 有機溶剤を含んでいるので有害であり蒸気を吸わないよう注意する旨（有機溶剤を含有するものに限る）。

ホ 人体に影響を及ぼすことが想定される場合には応急処置を行う旨。

(七) 表示には表示した者の氏名又は名称及び住所又は電話番号を付記すること。

(八) 表示は、最小販売単位ごとに、消費者の見やすいように分かりやすく記載してすること。ただし、正味量十五ミリリットル以下のチューブ入りのもの及び正味量三十ミリリットル以下の瓶入りのものについては、表示事項中「毒性」及び「取扱い上の注意」に係る表示のみを見やすいように本体に記載して表示することができる。

### 三十 住宅用又は家具用のワックス

(一) 品名の表示に際しては、その用途を適切に表現した用語に「ワックス」の用語を付して表示すること。

(二) 成分の表示に際しては、その含有量がパーセント以上の主要成分（水を含む。）について、その成分の名称を例示のように一般的な名称を示す用語を用いて表示すること。

イ ろう

ロ 油脂

ハ 有機溶剤

ニ 合成樹脂

ホ シリコーン

へ 水

(三) 種類の表示に際しては、その種類を示す用語を用いて適正に表示することとし、その種類が次の表の上欄に掲げる種類に応ずるものであるときは、それぞれ同表の下欄に掲げる種類を示す用語を用いて表示すること。この場合において、合成樹脂を主成分としたものについては、種類を示す用語の次に括弧書きで「樹脂系」の用語を用いて表示すること。

| 種類                                 |  | 種類を示す用語 |
|------------------------------------|--|---------|
| ろう、油脂、合成樹脂等と有機溶剤を水に乳化したもの          |  | 乳化性     |
| ろう、油脂、合成樹脂等を水に溶解、乳化又は可溶化したもの       |  | 水性      |
| ろう、油脂、合成樹脂等を成分とするもので前二項に掲げるもの以外のもの |  | 油性      |

(四) 用途の表示に際しては、その用途を適切に表現した用語を用いて表示すること。

(五) 正味量の表示に際しては、グラム単位若しくはキログラム単位又はミリリットル単位若しくは

リットル単位によるものとする。この場合における許容範囲はマイナス三パーセント以内とするこ  
と。

(六) 使用量の目安に際しては、使用の適量について具体的にわかりやすく表示すること。

(七) 使用上の注意の表示に際しては、危険、事故の応急処置、室内環境面の配慮等の必要事項を製  
品の品質に応じて適切に表示すること。

(八) 表示には、表示した者の氏名又は名称及び住所又は電話番号を付記すること。

(九) 表示は、最小販売単位ごとに、その容器又は包装等消費者の見やすい箇所に本体から容易に離れ  
ない方法で分かりやすく記載してすること。